

## 北見市立図書館雑誌スポンサー制度募集要項

### 1 雑誌スポンサー募集の目的

雑誌資料を広告媒体として活用することにより、雑誌資料の拡充と購入のための財源を確保し、図書館サービスの充実を図るとともに、民間事業者等に広告表示を通して情報発信の場を提供することを目的とします。

### 2 制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌の購入費用を負担していただき、購入した雑誌を図書館が雑誌コーナーに配置します。購入した雑誌のカバー表面及び雑誌棚にスポンサー名を表示するとともに、裏面及び雑誌棚には広告を掲載できます。

なお、雑誌の調達は図書館が行い、納入された雑誌は図書館の所有とします。

### 3 雑誌スポンサーの対象

雑誌スポンサーは、企業及び団体、個人を対象とします。また、次の各号に該当する規制業種又は事業者は対象としません。なお、広告の掲載中に次の各号に該当するに至った場合も同様とします。

- (1) 北見市広告掲載基準第3条に該当する者
- (2) 市税等に未納がある者
- (3) その他北見市が適当でないと認める者

### 4 広告の内容

広告の内容は、公共性、社会的信頼性を損なうことのないものとし、北見市広告事業実施要綱第6条及び北見市広告掲載基準第4条各項いずれかに該当するものは対象としません。

### 5 雑誌の選定

雑誌スポンサーの希望者は、図書館が作成した雑誌リスト（別紙）の中から選定して申し込むことができます。

同一雑誌に複数の応募があった場合は、受付先着順とし、郵送による同時受け取りの場合等は抽選とします。また、雑誌の配置位置は図書館が決定します。

### 6 広告等の表示方法

雑誌を提供いただく期間、雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を、カバー裏面及び雑誌棚に広告を掲載できます。

裏面広告及び雑誌棚の広告は、年4回まで変更することができます。

## 7 広告等の規格及び位置

(1) 「スポンサー名」は、提供雑誌の最新号カバー表面と雑誌棚上部に表示します。なお、スポンサー名は図書館が作成します。

表示の大きさ：縦5cm、横15cmで雑誌の横幅を超えない範囲内

貼付位置

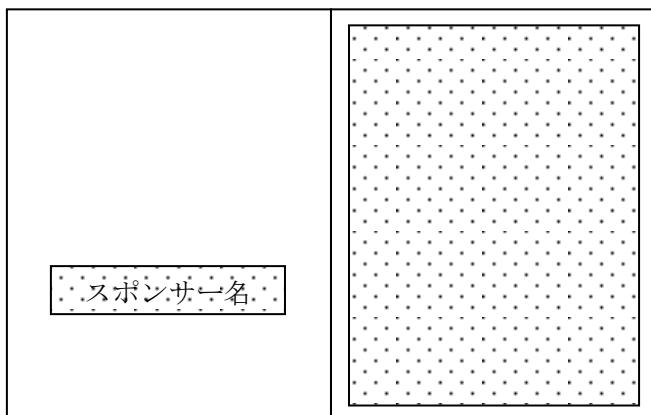
カバー表面：最新号カバー表面の底辺より9cm程度上部の中央付近

雑誌棚：雑誌棚上辺より5cm程度下部の中央付近

(2) 最新号カバーの裏面及び雑誌棚に広告を掲示できます。広告は片面印刷のものとし、雑誌最新号カバー裏面用の広告はカバーに収まるサイズとします。雑誌棚用の広告はA5版横サイズとします。なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成することとし、カバーへの貼付は図書館が行います。

(3) イメージ図

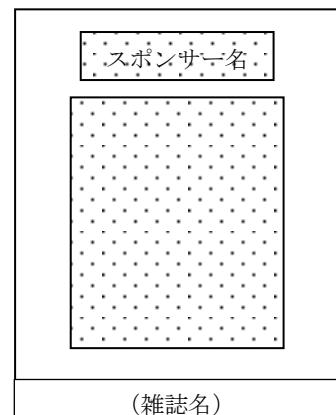
雑誌カバー（透明）



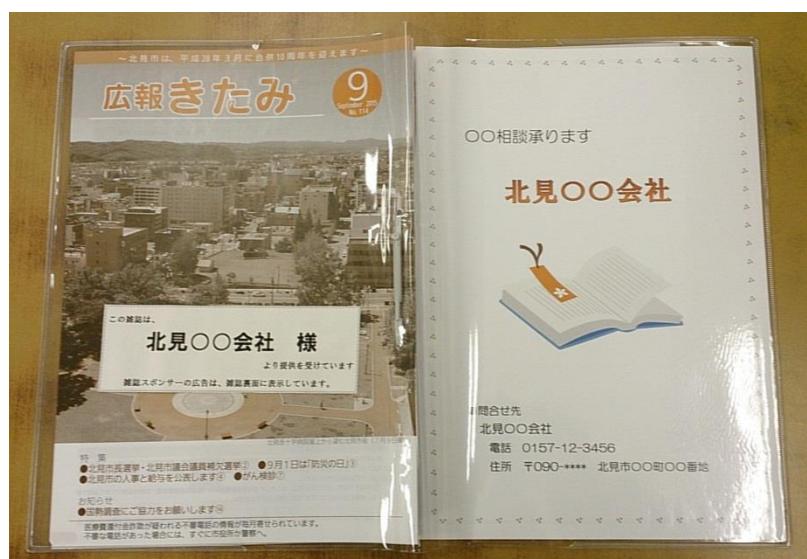
表面

裏面

雑誌棚



(雑誌名)



## 8 広告の掲出期間

- (1) 広告の掲出期間は、原則1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とし、年度途中から契約する場合は、雑誌スポンサーを決定した月の翌月から3月31日までとします。ただし、広告の掲出決定が1月から3月になる見込みのときは、雑誌スポンサーとの協議により、雑誌の提供を含め、新年度の4月1日からとします。
- (2) 期間満了の3ヶ月前までに、雑誌スポンサーから雑誌の提供中止届（第5号様式）の提出がない場合は、自動的に継続更新するものとし、その後も同様とします。この場合において、更新後の広告の掲出期間は、更新前の広告の掲出期間満了日の翌年の3月31日までとします。
- (3) 雑誌スポンサーからの年度途中での覚書の解除は認めません。

## 9 申込みの受付

申込みは、随時受付をします。雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に、必要事項を記入し、次の必要書類を添付して、図書館まで直接提出してください。

- 必要書類 ①掲示しようとする広告の図案及び原稿  
※雑誌1誌につき雑誌カバー用広告1枚、雑誌棚用広告1枚  
②雑誌スポンサーになろうとする者の概要が分かる書類

## 10 雑誌スポンサーの決定及び覚書の締結

- (1) 申込みがあった場合は、実施要綱により広告内容及び雑誌スポンサーの可否について審査し、雑誌スポンサーを決定します。申込者には、雑誌スポンサー決定通知書（第2号様式）により通知します。
- (2) 決定された雑誌スポンサーは、覚書（第3号様式）を締結します。

## 11 雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーが提供する雑誌の購入費は、当該雑誌スポンサーが納入業者に直接お支払いください。

- (1) 支払いは、一括現金先払いとし、価格変動等により過不足が生じた場合は、年度末に精算してください。
- (2) 提供雑誌が当該掲出期間中に休刊、廃刊等となった場合は、返金はせず、雑誌スポンサーと図書館で協議の上、別の雑誌に広告を振替えます。
- (3) 提供雑誌が貸出及び閲覧状況により、図書館が以後受入しない決定をした場合、雑誌スポンサーと図書館で協議の上、別の雑誌に広告を振替えます。
- (4) 年度途中の取りやめ及び納入業者への先払い代金の返還はできません。

## 12 その他

ご記入いただいた個人情報は、雑誌スポンサー制度運用のみに使用いたします。

### 【申込み・お問い合わせ先】

#### ◎北見市立中央図書館

〒090-0811

北見市泉町1丁目2番21号

電話 (0157) 57-4646

メールアドレス [toshokan@city.kitami.lg.jp](mailto:toshokan@city.kitami.lg.jp)

#### ◎北見市立端野図書館

〒099-2102

北見市端野町二区471番地5

電話 (0157) 56-2560

メールアドレス [ta.toshokan@city.kitami.lg.jp](mailto:ta.toshokan@city.kitami.lg.jp)

#### ◎北見市立常呂図書館

〒093-0210

北見市常呂町字常呂323番地

電話 (0152) 54-1215

メールアドレス [to.toshokan@city.kitami.lg.jp](mailto:to.toshokan@city.kitami.lg.jp)

#### ◎北見市立留辺蘂図書館

〒091-0003

北見市留辺蘂町仲町97番地4

電話 (0157) 42-4001

メールアドレス [ru.toshokan@city.kitami.lg.jp](mailto:ru.toshokan@city.kitami.lg.jp)